

調査妨害対応、ALL e-Tax 勧奨……

# 税務当局による最近の 税理士関連施策の動向

税理士の検査忌避等に係る情報収集を強化する（本誌1014号第2特集参照）など、税理士等の指導監督に注力する姿勢を見せる税務当局は、税理士による調査妨害への対応例や調査経過記録書等への記録事項を調査担当者に周知しているもようだ。また、データを基本とした事務処理へ移行するため、法人税関係の添付書類を含めたALL e-Taxについて特定の税務ソフトを利用する税理士をメインターゲットとして勧奨を行うとしている。

本特集では、税務当局の令和6事務年度における税理士関連の動きとして、調査妨害への対応、法人税ALL e-Tax・相続税e-Taxの利用勧奨についてQ&A形式で確認する。

## Q 調査妨害について税務当局内で周知されている内容は？



税務当局は、税理士の調査妨害に対して「毅然とした対応」と「詳細な記録」を指示しています。

税理士による調査妨害は、税理士法37条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、税理士法調査の結果、懲戒処分の対象となった場合は、妨害行為の「回数」「程度」に応じて「2年以内の税理士業務の停止」又は「税理士業務の禁止」となります。これを踏まえ、税務当局は、税理士による調査妨害が行われた場合は、まずは毅然とした対応を行った上で、「税理士等情報せん」を確実に作成するとともに、その妨害行為があった段階において可能な限り、「妨害等に至る経緯」「その状況」「具体的な発言・行為」等について応答形式で調査経過記録書又は調査報告書を作成するなど、詳細な情報を記録するとしています。

（参考）

### ○税理士法37条（信用失墜行為の禁止）

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

### ○財務省告示「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」

#### Ⅱ 量定の考え方 第1 税理士に対する量定

2 税理士が法第46条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(2) 法第37条の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

ハ 調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。）

行為の回数、程度に応じて、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止